

參 考 資 料

三重県地域づくり推進条例

平成20年5月20日
三重県条例第32号

少子高齢化の進展、住民の地域社会とのかかわり方の変化等に伴い、地域においては、集落の有する機能の維持等に関し、看過することのできない問題が生じてきている。

しかしながら、一方では、住民自治を実現し、自立的な地域社会の形成を図るため、地域社会の様々な課題の解決に向けた地域の多様な主体による活動が行われており、このような活動は、地域の活性化にとって不可欠である。

地域の活性化の実現は、一朝一夕には成し得ない永遠の課題であるが、地域の多様な主体の協働による地域の資源や特性を生かした活動が活発に行われるためには、多様な主体が、地域づくりに関し共通の認識を持ち、共に取り組むことが必要である。

ここに、地域づくりに関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の多様な主体の協働による地域づくりが推進されるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域づくりが自立的な地域社会の形成において重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地域づくりに関し、基本理念を定めるとともに、県の役割等を明らかにすることにより、多様な主体の協働による地域づくりが推進され、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「地域づくり」とは、住民、事業者、市町、県その他の多様な主体が、地域社会の課題の解決に向け、自然、歴史、文化等の地域の資源や特性を生かし、地域社会の維持及び形成に資するために行う、県内各地域における持続的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されるものとする。

- 一 地域社会の課題の解決のため、地域社会を支える多様な主体の協働により、その展開が図られること。
- 二 地域社会が住民の生活の場として、将来にわたって魅力あるものとなるよう、地域の資源や特性を生かし、地域経営の観点から持続

的な活動が行われること。

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(議会の役割)

第6条 議会は、地域づくりに関し、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

(協議等事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に
関する事項
- (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
- (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
- (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

第2章 組織

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。
- 3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。
- 4 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。
- 5 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならぬい。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県市長会会长、三重県町村会会长及び三重県地域連携部を担任する副知事

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、三重県地域連携部に置く。

2 次条に規定する全県会議は地域連携部担当課が所管し、第15条に規定する地域会議は地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）担当室が所管する。

第3章 全県会議

(全県会議)

第8条 全県会議は、総会及び第13条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。

2 全県会議には、第3条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第14条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 第3条の規定による協議等事項の対応方針
- (2) 前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(総会の議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

(総会の定足数)

第12条 総会は、協議会の構成員（又はその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(調整会議)

第13条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

- (1) 第3条に規定する事項に係る具体的な協議内容等
- (2) 第8条第2項の規定による検討会議の設置
- (3) 第10条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項
- (4) 第17条に規定する地域会議の調整会議への提案事項

2 調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管課及び地域防災総合事務所等担当室の職員で構成する。

3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4 調整会議は、三重県地域連携部担当課長が招集する。

(検討会議)

- 第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。
- 2 検討会議は、協議等に関する市町、三重県部局及び地域防災総合事務所等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 4 章 地域会議

(地域会議)

- 第 15 条 地域会議は、1 対 1 対談、サミット会議及び第 17 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。
- 2 地域会議には、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 18 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
- 3 1 対 1 対談は、市町を単位として開催する。
- 4 サミット会議、調整会議及び検討会議は、原則として地域防災総合事務所等を単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の地域防災総合事務所等又は個別の市町等を単位として開催することができる。

(1 対 1 対談及びサミット会議)

- 第 16 条 1 対 1 対談は、第 3 条に規定する事項のうち市町固有の課題について、知事と市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、課題の解決に向けて 1 歩でも前に進めることを目的として開催する。
- 2 サミット会議は、第 3 条に規定する事項のうち地域共通の課題について、知事と関係市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や県と市町との連携の強化を図ることを目的として開催する。
- 3 1 対 1 対談は、市町長と三重県知事で構成する。
- 4 サミット会議は、原則として地域防災総合事務所等管内の市町長、三重県知事、地域防災総合事務所長及び地域活性化局長（以下「地域防災総合事務所長等」という。）で構成する。
- 5 1 対 1 対談及びサミット会議は、必要に応じて別表に掲げる者及び前二項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 6 1 対 1 対談及びサミット会議は、地域防災総合事務所長等が招集する。

(調整会議)

第 17 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

- (1) 第 3 条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等
 - (2) 第 15 条第 2 項の規定による検討会議の設置
 - (3) 第 16 条に規定するサミット会議における検討事項及び報告事項
 - (4) 第 13 条に規定する全県会議の調整会議への提案事項
 - (5) その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項
- 2 調整会議は、地域防災総合事務所等管内の市町関係部課（室）長、地域防災総合事務所長等及び地域防災総合事務所等担当室長で構成する。
 - 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 調整会議は、地域防災総合事務所長等が招集する。

(検討会議)

第 18 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に關係する地域防災総合事務所等管内の市町、地域防災総合事務所等及び三重県の地域機関等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、地域防災総合事務所等担当室長が招集する。

(その他)

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、1 対 1 対談、サミット会議、調整会議及び検討会議の運営に關し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 5 章 経費等

(経費)

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、全県会議は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。また、地域会議は、原則として三重県が負担するが、三重県と関係市町との協議により関係市町に負担を求めることができるとする。

(雑則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

(県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止)

第2条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約（平成18年4月1日制定）」
は、これを廃止する。

(経過措置)

第3条 この規約の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以前に
「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第14条第1項の規定により設置
された検討部会は、施行日以後において、第14条の規定により設置された検
討会議とみなす。

2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会
議設置要綱（平成19年5月22日制定）」第6条の規定により設置された課
題会議は、施行日以後において、第18条の規定により設置された検討会議
とみなす。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別 表（第4条、第5条、第16条関係）

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会長	三重県知事	三重県知事	
副会長	三重県市長会会长	三重県副知事	
	三重県町村会会长	危機管理統括監	
	三重県副知事	防災対策部長	
委員 (市町)	津市長	戦略企画部長	
	四日市市長	総務部長	
	伊勢市長	健康福祉部長	
	松阪市長	医療対策局長	
	桑名市長	子ども・家庭局長	
	鈴鹿市長	環境生活部長	
	名張市長	廃棄物対策局長	
	尾鷲市長	地域連携部長	
	亀山市長	スポーツ推進局長	
	鳥羽市長	南部地域活性化局長	
	熊野市長	農林水産部長	
	いなべ市長	雇用経済部長	
	志摩市長	観光局長	
	伊賀市長	伊勢志摩サミット推進局長	
	木曽岬町長	県土整備部長	
	東員町長	会計管理者兼出納局長	
	菰野町長	企業庁長	
	朝日町長	病院事業庁長	
	川越町長	教育長	
	多気町長	警察本部長	
	明和町長	桑名地域防災総合事務所長	
	大台町長	四日市地域防災総合事務所長	
	玉城町長	鈴鹿地域防災総合事務所長	
	度会町長	津地域防災総合事務所長	
	大紀町長	松阪地域防災総合事務所長	
	南伊勢町長	伊賀地域防災総合事務所長	
	紀北町長	南勢志摩地域活性化局長	
	御浜町長	紀北地域活性化局長	
	紀宝町長	紀南地域活性化局長	

「全県会議」検討会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第5項の規定により、協議会の全県会議に設置する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討会議は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討会議に代表及び副代表を置く。
- 3 検討会議の代表及び副代表は、検討会議の構成員の互選により選任する。
- 4 検討会議は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(代表及び副代表の職務)

第4条 代表は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 代表は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討会議の開催)

第5条 検討会議は、代表が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討会議は、協議会会长から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討会議は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討会議は、第6条及び前条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

検討会議協議等計画書

協議等テーマ	
目的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

検討会議協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	